

令和2年度 第1回杵築市農業委員会総会議事録

令和2年4月8日 水曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を杵築市農地保全センター2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	二宮 茂	2番	阿部 一郎	3番	吉岩 一三
4番	藤松 美潮	5番	宇留嶋 雄蔵	6番	手嶋 辰三
7番	金高 奉宣	8番	倉永 信裕	9番	江藤 由之助
10番	藤原 通弘	11番	佐々木 福司	12番	小田 敏春
13番	豊田 敏夫	14番	木村 房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

7番 金高 奉宣

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	本多 泰久	大内	河野 次見	東	本多 隆治
八坂	橋本 政吉	北杵築	一宮 次男	豊洋	矢野ひさ子
中	平林 准一	山浦	岡山 秀徳	朝田	河野 劭文

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	清原 浩徳	農地・管理係長	安部 順子
農地・管理係主査	阿部 清伸	農地・管理係主査	小野 瀬靖

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 1号	農地法第3条の申請について
議案第 2号	農地法第5条の申請について
議案第 3号	非農地証明願いについて
議案第 4号	非農地通知書の交付について
議案第 5号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 6号	杵築市農地利用最適化推進委員の決定について
報告第 1号	農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに使用借地権の解約受理について（合意解約）

議長	<p>それでは、令和2年度第1回杵築市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(9 時39分：開始)</p>
議長	<p>本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員と、 委員の両委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。</p>
議長	<p>本日の議事案件は、議案第1号から議案第6号までの6議案25件と報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。</p>
議長	<p>まず、はじめに「議案第1号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>おはようございます。農業委員会事務局の です。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議案書1ページをごらんください。</p> <p>「議案第1号」「農地法第3条の申請について」。</p> <p>農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。</p> <p>ア、所有権の移転。</p> <p>番号1番、申請人、譲渡人、 区、 、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地になります、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 m²、合計 筆の m²。譲受人の経営面積は、田のみ a。理由といたしましては、市外に移住、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番について、 委員より申し上げます。</p>
 委員	<p>おはようございます。</p> <p>3月17日に、 委員と事務局職員とで現地確認を行いました。</p> <p> さんは に移住してしまっていて、順次、自分の農地を処分しています。場所は、3条—1の図面を見ていただくとわかりますように、 から に向けての の 、通称 を抜けたところです。非常に立地条件もよく、 さんも耕作には非常に意欲を示しています。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>1番について、 委員よりご意見があれば申し上げます。</p>
 委員	<p>私も一緒に現地確認に行きました。特に問題ありません。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>譲渡人は、市外に移住するため農地整理を行っています。今回、申請地付近に住んでいる譲受人と売買の話がまとまったため、申請となりました。</p> <p>なお、 さんの所有農地は、これ以外に約 aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。</p> <p> さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号1番になり</p>

	<p>ます。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、番号2番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■a。理由といたしましては、規模縮小、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>2番についても、■■■■委員よりお願いします。</p>
委員	<p>同じく3月17日に、■■■■委員と事務局職員と現地確認を行いました。</p> <p>場所は、■■■の■■■■から■■■に向かった大きな道路の右側です。現在、申請の土地の隣が■■■■さんの土地で、本人も耕作意欲を示しております。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>2番について、■■■■委員よりご意見があればお願いします。</p>
委員	<p>今の説明のとおり、家のすぐ前の土地です。特に問題はないと考えます。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
議長	<p>続いて、許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>譲渡人は、経営規模縮小を考えています。今回、自宅近くの申請地を以前から耕作している譲受人と売買の話がまとまったため、申請となりました。</p> <p>なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外に約■■■aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■■さんの許可条件規定についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号2番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、番号3番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■㎡。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■a。理由といたしましては、市外在住、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>3番について、■■■■委員よりお願いします。</p>
委員	<p>おはようございます。</p> <p>この関係につきましては、■■■■委員と現地確認に行きました。場所は、■■■■の近くです。近くに■■■■という■■■■があります。その道を挟んだ所です。■■■さんが■■■■に居住しているため管理が行き届かないということで今回、申請がありました。</p>

	よろしくお願ひいたします。
議長	3番について、 委員よりご意見があればお願ひします。
 委員	今、 委員が説明されたとおり、市外にいるために管理が行き届かないので、すぐ裏ということで、 さんが管理をすることになっています。よろしくお願ひいたします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願ひます。
事務局	譲渡人は市外に住んでおり、農地管理ができない状態です。今回、譲受人の自宅横で耕作の都合もよく、売買の話もまとまったため、申請となりました。 なお、 さんの所有農地は、これ以外に約 aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。 さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号3番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、 さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の2ページをごらんください。 番号4番、申請人、譲渡人、 、 、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地になります、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 m ² 、ほか 筆、合計 筆の m ² 。譲受人の経営面積は、田のみ a。理由といたしましては、高齢のため、相手方の要望であります。 以上です。
議長	4番について、 委員よりお願ひします。
 委員	ご説明します。事務局職員と 委員さんと、譲受人の さんとで現地確認しました。非常に狭隘な場所にある ですが、整備されています。場所は、 から約1kmに位置するところです。ご審議のほどよろしくお願ひします。 以上です。
議長	4番について、 委員よりご意見があればお願ひします。
 委員	おはようございます。 委員の言われることに加えることはありません。ご審議をよろしくお願ひします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願ひます。
事務局	譲渡人は、高齢で市外に住んでおり、農地管理ができない状態です。今回、親戚関係になる譲受人の自宅近くで、耕作の都合もよく、売買の話もまとまったため、申請となりました。 なお、 さんの所有農地は、議案書5ページ、番号1番に記載されている、非農地申請中の農地以外に約 aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。 さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号4番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、 さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えて

	<p>います。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、イ、空き家に付随した農地の所有権の移転の5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、イ、空き家に付随した農地の所有権の移転について説明します。</p> <p>番号5番です。申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■㎡ほか■■筆、合計■■筆の■■㎡、譲受人の経営面積はありません。理由といたしましては、市外在住、空き家取得と農業開始であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>5番について、■■■■委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■委員	<p>先月の総会に出た案件です。空き家の売買ということです。場所としては■■■■の■■■■の反対側を■■■■の中のほうに約100m入ったところです。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>続いて、許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>まず、A4の許可基準一覧をごらんください。一覧の裏のページに今回の案件が書いてありますが、この中の農地法第3条第2項第5号の要件、耕作下限面積です。本来は耕作面積要件があり、その面積は50a、5反を満たさなければなりません。</p> <p>しかし、農業委員会が市町村の区域全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定めることができるようになっていきます。</p> <p>杵築市では、空き家の所有者が持っている農地において、空き家の購入者が1a、1aに満たない場合は、その面積から取得ができるように緩和されました。今回が9回目の案件です。</p> <p>譲渡人は、相続で宅地と農地を取得しましたが、市外に住んでおり管理ができない状況です。</p> <p>今回、譲受人が空き家とその付近にある申請地を新規取得したいということで話がまとまり、申請となりました。</p> <p>区域の指定は、令和元年度第12回総会「第59号議案、番号1番」において指定済みです。今後は、野菜等を栽培すると伺っています。なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外に約■■aありますが、その分は他の方が耕作しているようです。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号5番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第1号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第1号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第1号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可</p>

	することに決めます。
議長	次に「議案第2号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。一般転用の1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の[]です。 議案書の3ページをお願いします。 「議案第2号」「農地法第5条の申請について」。 農地法第5条第3項により下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。 一般転用です。 番号1番、申請人、土地所有者、[]区、[]、転用者、[]区、[] []、法人役員、設立[]か月。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、 []、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。申請内容は、資材置場用地としてです。 申請理由につきましては、遊休農地であり、また、申請地の周辺で[]の設置が計画されていることから、申請地を購入し、資材置場として使用したいとのことです。第2種農地です。以上です。
議長	1番について、[]委員よりお願いします。
[]委員	この案件も、[]委員さんと現地確認しました。 場所は、[]の道路を、[]の方に下りる道の右側で日当たりの悪い農地です。資材置場にしたいということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	1番について、[]委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	現地へ[]委員と事務局と行きましたが、日当たりの悪い荒れた農地になっているところで、資材置場にしたいという申請でした。よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	転用者の[]は、[]年[]月に設立された会社で、砂や砂利などの採取、販売や建築工事の請負など、主に土木業を営む会社です。一方、土地所有者の[]さんは[]で、申請地は長年耕作されていませんでした。 そこで双方が話し合い、転用者が申請地を買い上げ、[]などを保管する資材置場へと転用するものです。 立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は、農地以外の土地や第3種農地が近くにないか申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、周囲に人家もないことから砂ぼこりを危惧する心配が無いこと、周辺で[]の計画が引き続きあること、十分な面積が確保できること、遊休農地であることから、この土地に決めたようです。農用地区域外の農地であることも確認しています。 続いて一般基準です。

	<p>申請地の東側は■■と■■に、北側は■■と■■に、西側は■■■■に、南側は■■と■■に接しています。しかし、隣接する農地所有者から承諾書をいただけていません。その理由として、一人は「転用については理解するが、印鑑を押すことに抵抗がある」とのこと。また、もう一人からは、交換条件を持ち出し、■■■■だけでは承諾できない旨を伝えると、「農地転用の手続を進めていいが、押印はもう少し待ってほしい」と言われたようです。この件につきましては、問題が生じた場合は、■■■■が責任を持って対処する旨の書面をいただいています。</p> <p>次に整備計画です。申請地とそれを挟む■■筆を購入し、市道からの入り口にある■■を進入路とし、中間にある申請地に■■■■を保管する資材置場に、そして、奥の■■は土埃が発生しても被害がないようそのまま使用する事業計画書が提出されています。</p> <p>また、雨水については、今までどおり自然浸透と申請地に隣接する既存の水路を利用し、処理を行う計画です。</p> <p>資金計画につきましては、全額自己資金で対応する計画で、金融機関からの残高証明書が提出されており、確認しています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしているため、今回の申請については、許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■■■■委員よりお願いします。
■■■■委員	本件も、■■■■委員さんと現地確認に行きました。場所は、■■■区の■■■という場所ですが、そこを少し通り越したところに、以前、■■■■がありました。その入り口付近のすぐ下です。日当たりが悪い場所で、農地としては活用できないという状況ですので、■■■■として移転、使用したいとのこと。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	2番について、■■■■委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	今、■■■■委員が説明したとおりです。農地としては荒れていて利用が難しいと思います。よろしくお願いたします。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
議長	許可基準について事務局より説明願います。 先程、2番についての事務局の説明をなしに説明を求めるところを省きましたので、前後しますが、2番についての事務局の説明を求めたいと思います。
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>番号2番、申請人、■■■■区、■■■■、転用者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■㎡、合計■■筆の■■■■㎡。申請内容は事業用地■■■■■■■■■■として。申請理由は、遊休農地の有効活用として申請地を購入し、現在、経営している■■■■■■■■■■を移転したいです。第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>大変失礼しました。</p> <p>今、2番につきましては、地元の農地委員さん、農業委員さんのご意見を先にいただきましたが、これにつきましてはの許可基準について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>転用者の■■■■さんは、■■■■区の■■■■で■■■■■■■■■■を営み、■■■■■■■■■■</p>

	<p>■■■■■などを無造作に置いているため、景観的によくないと指摘されているそうです。一方、土地所有者の■■■■■さんは、申請地でミカンを栽培していましたが、体調を崩したことで、農業後継者がいないことから規模縮小を考え、今は荒れた状況です。</p> <p>そこで、双方が話し合い、所有権移転をして■■■■■を申請地に移転するための申請です。</p> <p>まず、立地基準です。</p> <p>申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、市道に面しており、十分な面積が確保できること、土地所有者からの強い要望などから、この土地に決めたようです。農振除外を申請し、令和元年10月3日に認められています。</p> <p>続いて一般基準です。申請地の東側と南側は令和元年度第9回総会で非農地とした進入路に、西側も令和元年総会で非農地とした■■■■■と■■■■■、■■■■■に、北側は■■■■■に接しており、隣接する農地はなく、今回の転用に對し問題はないと思われます。</p> <p>次に整備計画です。先ほど申しました、令和元年12月総会で非農地とした進入路をそのまま使用し、申請地に現在■■■■■に置いている農機具などを全て持ち込むほか、■■■■■を盛り込んだ事業計画図が提出されています。</p> <p>雨水については、簡単な整地を自ら行い、バラスを敷くだけであることから、今までどおり自然浸透を主とし、浸透できない分は市道側溝へ放流する計画です。</p> <p>資金計画につきましては、全額自己資金で対応する計画で、預金通帳の写しが提出されており確認しております。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしているため、今回の申請については許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、使用貸借の3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、4ページをお願いいたします。</p> <p>使用貸借です。</p> <p>番号3番、申請人、土地所有者、■■■■■区、■■■■■、転用者、■■■■■区、■■■■■、■■■■■、■■■■■歳。申請の土地、大字■■■■■字■■■■■、地番■■■■■、地目、■■■■■、地積■■■■■㎡、合計■■■■■筆の■■■■■㎡です。申請内容は、一般住宅として。申請理由につきましては、実家で両親と妻、子ども2人の6人で生活をしているが、子どもの成長に伴い手狭になったことから、実家横の申請地に家を建てたい。第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番について、■■■■■委員よりお願いします。
■■■■■委員	3月16日に、■■■■■委員と事務局職員2名と現地確認を行いました。現地は■■■■■、■■■■■区になります。■■■■■と山を隔てた■■■■■区の西側になります。市道があり、母屋があり、その奥の土地になります。周囲は果樹と畑、その奥は山という場所で問題はないものと思われます。ご審議をお願いします。

議長	3番について、 ■ 委員よりご意見があればお願いします。
■ 委員	特にありません。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>土地所有者の■さんと転用者の■さんは親子です。現在、■さんの実家に家族6人で生活していますが、■さんの2人のお子さんの成長に伴い手狭になったことから、実家横の■さん名義の土地に対し、設定期間20年、無償で借り受ける使用貸借契約を締結し、住宅を新築するものです。</p> <p>まず、立地基準です。</p> <p>申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、日当たりがよく、現在使用していない休耕田であり、将来的にはご両親を看るために、実家に隣接する申請地に決めたようです。農振除外申請をして、令和2年1月22日に認められています。</p> <p>続いて一般基準です。申請地の北側は■に、西側は■に、南側は■に、東側は■に接していて、■所有者からの承諾書も添付されていて、今回の転用に問題はないと思われます。</p> <p>次に新築計画です。申請地の■m²の土地に、1階床面積■m²（■坪）、2階床面積■m²（■坪）の一般住宅と駐車場を計画しています。転用面積が500m²を超えますが、分筆費用や分筆して残った農地の利用価値などを考慮したとき、500m²を超えてもいたし方ないと思われます。</p> <p>また、排水計画につきましては、生活排水は合併処理浄化槽へ、雨水は実家横の市道側溝へ放流する計画で協議を行っています。</p> <p>資金計画につきましては、自己資金と融資で賄う計画で、金融機関からの残高証明書と融資見込証明書が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしているため、今回の申請については許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第2号」「農地法第5条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質問はございませんか。
■ 委員	2番の案件ですが、大きい車が入るような道はあるのでしょうか。
事務局	大きいというのはどの程度でしょうか。
■ 委員	この機械を入れるような車といたら2t以上の車が入りますよね。
事務局	幅員を測ったわけではないのですが、おおよそ2tトラックが入る幅員はあると思います。以上です。
議長	■ 委員さん、それについて何かご意見ありませんか。

委員	特にありません。市道ですので道路の面積はあろうかと思います。
委員	1番で、周辺の地権者が同意書に印鑑を押さないということですが、許可してしまった後はどうなるのですか。
事務局	詳細については不明な点がありますが、交換条件のようなものを出されたようです。ただ、許可をした後も、全てにおいてが責任を持つという承諾書があります。
委員	何の責任をとるのですか。
事務局	許可後に何か問題が起こった場合は、責任をとるということです。
議長	ほかにご意見ないですか。よろしいですか。 なければ討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第2号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第2号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に「議案第3号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	ご説明いたします。 5ページをお願いいたします。「議案第3号」「非農地証明願いについて」。 農地に該当しない旨の証明願が下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号1番、申請者、 、 、申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 ㎡、ほか 筆、合計 筆の ㎡。申請地の状況、山林、転用または耕作放棄された理由、父親が管理していた土地であるが、日照不足や用水不足のため作物の生育が悪く、昭和55年頃に耕作をやめてしまったため、現在では竹や雑木が生い茂ってしまった。 以上です。
議長	1番について、委員よりお願いします。
委員	ご説明申し上げます。 先ほど所有権移転の議案で出てきましたすぐ近くの山林化している場所です。今は、山林というよりも樹海というような感じです。現地を先月の18日に事務局職員2名と、委員2人で確認しました。ご審議をお願いいたします。
議長	1番について、委員よりご意見があればお願いします。
委員	委員の説明通りです。ご審議をよろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	非農地証明書の発行基準です。 現地を3月18日に委員と委員とで確認しました。 申請地の筆は、農地法第30条第3項第1号の判断結果にて、平成24年3月に「農地管理に関する通知」を送付済みの農地です。

	<p>申請人は、平成10年相続により申請地を取得しています。</p> <p>申請地は、申請者の父親が耕作していた土地ですが、以前から日照不足や用水不足のため作物の生育が悪く、そのため昭和55年頃には父親が耕作をやめてしまったことから、現在は竹や雑木などが生い茂った状況です。</p> <p>これは、証明書発行基準第2の4に該当します。また、農用地区域外の農地であることも確認しています。今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。</p> <p>以上のことから、非農地証明書の発行が可能な土地だと考えられます。</p> <p>今後の予定ですが、今後も山林として管理し、3条申請がありました[]さんに売買したいそうです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続いて、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>番号2番、申請者、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。申請地の状況は原野です。転用または耕作放棄された理由は、平成10年頃、[]については用水不足のため、[]については進入路が狭く農業機械が入らなかったため、どちらも耕作を断念したことから、現在は竹や葛が生い茂ってしまったということです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>2番について、[]委員よりお願いします。</p>
[]委員	<p>ご説明をいたします。</p> <p>現地は、[]区の[]というところ。[]の沿線で、[]の近くです。農道へ入る道もないこと、高齢であること、[]も整備されていないということから、耕作ができないということで申請されました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>2番について、[]委員よりご意見があればお願いします。</p>
[]委員	<p>[]委員の説明のとおりです。写真を見ておわかりのように、大変荒れた状態で、元の農地に戻すのは難しいと思います。よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>証明書発行基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>非農地証明書の発行基準です。</p> <p>現地を3月18日に[]委員と[]委員とで確認しました。</p> <p>申請地の字[]につきましては、農地法第30条第3項第1号の判断結果にて、平成24年3月に「農地管理に関する通知」を送付済みの農地です。</p> <p>字[]については、平成10年頃、用水不足のため耕作を断念し、字[]につきましても、同じ頃に農業機械を搬入する進入路が狭かったことから耕作を断念したそうです。そのため、どちらの農地につきましても、現在では竹や葛が生い茂った状況です。証明書発行基準第2の4に該当します。</p> <p>また、農用地区域外の農地であることも確認しています。今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。</p> <p>以上のことから、非農地証明書の発行が可能な土地だと考えられます。</p> <p>今後の予定ですが、今後もこのまま原野として管理する予定です。</p>

	以上です。
議長	続いて、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>番号3番、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■㎡、合計■■筆の■■■■㎡。申請地の状況、雑種地、転用または耕作放棄された理由、昭和58年に祖父が自宅を建てる際、駐車場がなかったことから申請地を無断で駐車場にしてしまった。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番について、■■■■委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	3月17日に事務局職員と現地確認しました。重機を持っていたのですが、駐車場がなかったので、現地を駐車場に使ってしまったということです。よろしくお願いいたします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>非農地証明書の発行基準です。</p> <p>現地を3月17日に■■■■委員と■■■■委員とで確認しました。申請者は、平成28年相続により申請地を取得しています。昭和58年頃に申請者の祖父が家を建てる際、駐車場用地がなかったことから、宅地に隣接する申請地を無断で潰し、駐車場にしてしまったのではないかとのことです。</p> <p>この件につきましては、申請者名で始末書が添付されています。これは、証明書発行基準第4の5に該当します。</p> <p>なお、農用地区域外の土地であることも確認しています。また、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。</p> <p>以上のことから、非農地証明書の発行が可能な土地だと考えられます。今後の予定ですが、このまま駐車場として管理したいとのこと。</p> <p>以上です。</p>
議長	続いて4番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、6ページをお願いいたします。</p> <p>番号4番、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■㎡。申請地の状況は山林です。転用または耕作放棄された理由は、父親が耕作していた土地であるが、隣接する山林による日照不足により、平成6年頃に耕作を断念したため、現在は竹や葛が生い茂ってしまったそうです。</p> <p>以上です。</p>
議長	4番について、■■■■委員よりお願いします。
■■■■委員	<p>先月18日に■■■■委員と事務局職員とで現地確認に行きました。申請地は、■■■■の■■■■の手前の■■■■の駐車場の左手に曲がり、200mぐらい行ったところ。</p> <p>周りにはもうほとんど竹山みたいになっていて、農地に戻すのは無理だと思われそうです。よろしくお願いいたします。</p>
議長	4番について、■■■■委員よりご意見があればお願いします。

委員	委員の説明どおりです。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>非農地証明書の発行基準です。</p> <p>現地を3月18日に委員と委員とで確認しました。</p> <p>申請地の字につきましては、農地法第30条第3項第1号の判断結果にて、平成24年3月に「農地管理に関する通知」を送付済みの農地です。</p> <p>申請者は、平成22年相続により申請地を取得しています。</p> <p>申請地は、申請者の父親が耕作をしていた土地ですが、隣接する山林による日照不足により作物の生育が悪く、そのため平成6年頃には耕作を断念したことから、現在は竹や葛が生い茂った状況です。</p> <p>これは、証明書発行基準第2の4に該当します。なお、農用地区域外の農地であることも確認しています。また、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。</p> <p>以上のことから、非農地証明書の発行が可能な土地だと考えられます。</p> <p>今後の予定ですが、今後も山林として管理したいとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	続いて、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>番号5番、申請者、申請の土地、大字、字、地番、地目、地積㎡、合計筆の㎡。申請地の状況は山林です。転用または耕作放棄された理由は、ミカン栽培をしていた土地であるが、価格が下がったことから規模縮小を考え、平成2年頃に耕作を断念したため、竹や雑木が生い茂ってしまったそうです。</p> <p>以上です。</p>
議長	5番について、委員よりお願いします。
委員	先月16日に委員、事務局職員とで現地確認をしました。申請の場所は、の近くにあるの側です。写真のようにかなり荒れている状況です。よろしくお願いします。
議長	5番について、委員よりご意見があればお願いします。
委員	委員の説明どおりです。3月16日に現地確認を行いました。すぐく大きな木が茂ってありました。よろしくご審議お願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>非農地証明書の発行基準です。</p> <p>現地を3月16日に委員と委員とで確認しました。</p> <p>申請地は、ミカンを栽培していた土地だったそうですが、ミカンの価格が下がったことなどから規模縮小を考え、平成2年頃に耕作をやめてしまったため、現在は竹や雑木が生い茂った状況です。これは、証明書発行基準第2の4に該当します。</p> <p>こちらは農振除外を申請し、令和2年1月22日に認められています。また、今後、農業的利用を</p>

	<p>図るための整備が計画されている土地でもありません。</p> <p>以上のことから、非農地証明書の発行が可能な土地だと考えられます。</p> <p>今後の予定ですが、このまま山林として管理したいようです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続いて、6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>番号6番、申請者、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。申請地の状況は山林です。転用または耕作放棄された理由は、平成17年に購入し、茶畑にする計画で数年は手入れをしていたが、購入前からかなり荒れていたため経費がかさみ、計画を断念したことから現在も雑木が生い茂っています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>6番について、[]委員よりお願いします。</p>
[]委員	<p>同じ16日に[]委員、事務局職員とで現地確認を行いました。申請の場所ですが、[]区にあるところから1kmぐらい南へ入ったところ。写真で見るとより荒れています。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>6番について、[]委員よりご意見があればお願いします。</p>
[]委員	<p>今、[]委員の説明とおりです。よろしくご審議お願いします。</p>
議長	<p>証明書発行基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>非農地証明書の発行基準です。</p> <p>現地を3月16日に[]委員と[]委員とで確認しました。</p> <p>申請地は、農地法第30条第3項第1号の判断結果にて、平成24年3月に「農地管理に関する通知」を送付済みの農地です。</p> <p>[]さんは、平成17年に申請地を茶畑にする計画で購入し、数年は手入れをしていたようですが、申請地は購入前からかなり荒れていことから経費がかさんでしまい、計画を断念したようで、現在でも雑木などが生い茂っています。</p> <p>これは、証明書発行基準第2の4に該当します。なお、農用地区域外の土地であることも確認しています。また、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。</p> <p>以上のことから、非農地証明書の発行が可能な土地だと考えられます。</p> <p>今後の予定ですが、このままの状態管理し、購入者がいれば売買したいそうです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続いて、7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>番号7番、申請者、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。申請地の状況は、雑種地です。転用または耕作放棄された理由は、昭和58年頃、隣接する[]が営業を始めたとき、無断で駐車場用地として貸してしまったそうです。</p> <p>以上です。</p>

議長	7番について、 委員よりお願いします。
 委員	 地区担当の です。よろしくお願いします。 3月19日に現地確認を 委員と事務局職員とで行いました。申請地は、 の の駐車場の舗装した部分と、舗装していない部分です。よろしくお願いします。
議長	7番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	その の土地所有者がその土地を買いたいそうです。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明求めます。
事務局	ご説明いたします。 非農地証明書の発行基準です。 現地を3月19日に 委員と 委員とで確認しました。 申請地は、 筆とも農地法第30条第3項第1号の判断結果にて平成24年3月に「農地管理に関する通知」を送付済みの農地です。 申請地は、 にあった、 の駐車場に隣接する土地で、この土地も が営業を始めた昭和58年頃、無断で駐車場の一部として貸してしまったそうです。この件につきましては、申請者から始末書が提出されています。 これは、証明書発行基準第4の5に該当します。なお、農用地区域外の土地であることも確認しています。また、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。 以上のことから、非農地証明書の発行が可能な土地だと考えられます。 今後の予定ですが、このまま管理し、 が再開されるようであれば売りたいとのことです。 以上です。
議長	続いて、8番について事務局の説明を求めます。
事務局	続きまして、7ページをお願いいたします。 番号8番、申請者、 区、 、申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 m ² 、ほか 筆、合計 筆の m ² 。申請地の状況は、山林と宅地です。転用または耕作放棄された理由は、令和2年3月11日に から分筆された土地ですが、 については、昭和55年頃ミカンの価格が下がったことから耕作をやめていたため、竹や雑木が生い茂り、 と については、昭和61年頃、無断で自宅と倉庫を建ててしまったそうです。 以上です。
議長	8番について、 委員よりお願いします。
 委員	これも3月19日に現地確認を 委員、事務局職員とで行いました。申請地は、 より を3kmほど山のほうに行くと があります。その少し上になります。写真通りの状態でした。よろしくご審議お願いします。
議長	8番について、 委員よりご意見があればお願いします。
 委員	説明のとおりです。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。

事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>非農地証明書の発行基準です。</p> <p>現地を3月19日に■■■■委員と■■■■委員とで確認しました。</p> <p>申請地は、令和2年3月11日に、■■■■から■■■■と■■■■に分筆された土地で、分筆前の■■■■につきましては、農地法第30条第3項第1号の判断結果にて、平成24年3月に「農地管理に関する通知」を送付済みの土地です。</p> <p>申請者は、農業と建設業を営んでいます。</p> <p>申請地は、もともとミカン栽培をしていた土地ですが、昭和55年頃ミカンの価格が下がったことから耕作を断念したため、竹や雑木が生い茂った状態です。</p> <p>また、分筆された■■■■につきましては、昭和61年ごろ無断で自らが営む建設資材や木材を保管する倉庫を建て、■■■■については、同じ頃に自宅を建ててしまったそうです。この件に対しましては、申請者から始末書が提出されています。</p> <p>そのため、■■■■につきましては、証明書発行基準第2の4に該当します。こちらは、農振除外申請を行い、令和2年1月22日に認められています。また、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。</p> <p>以上のことから、非農地証明書の発行が可能な土地だと考えられます。</p> <p>今後の予定ですが、このまま山林、宅地として管理していきたいとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続いて、9番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>番号9番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■■、地積■■㎡、合計■■筆の■■㎡。申請地の状況は、山林です。転用または耕作放棄された理由は、家の裏手に位置し、用水の確保が困難だったことから、平成6年頃に耕作を断念したため、竹が入り込んでしまったそうです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>9番について、■■■■委員よりお願いします。</p>
■■■委員	<p>3月16日に■■■委員と事務局職員とで現地確認を行いました。場所は、■■■■と■■■■の中間あたり、■■■区の西寄りの山手になります。元はミカン山で写真のように、現在は竹やぶの状態になっています。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>9番について、■■■■委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■■委員	<p>■■■委員の説明どおりです。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>証明書発行基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>非農地証明書の発行基準です。</p> <p>現地を3月16日に■■■■委員と■■■■委員とで確認しました。</p> <p>申請地は、家の裏手にある農地で、日ごろから水不足のため作物の生育が悪かったそうです。そのため、平成6年頃に耕作を断念したことから竹が入り込み、現在は生い茂った状況です。</p> <p>これは、証明書発行基準第2の4に該当します。こちらは、農振除外申請し、令和2年1月22日に</p>

	<p>認められています。また、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。</p> <p>以上のことから、非農地証明書の発行が可能な土地だと考えられます。</p> <p>今後の予定ですが、このまま山林として管理したいそうです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第3号」「非農地証明願いについて」、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第3号」「非農地証明願いについて」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第3号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決めます。</p>
議長	<p>次に「議案第4号」「非農地通知書の交付について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>事務局の[]です。</p> <p>それでは、議案書8ページをごらんください。</p> <p>「議案第4号」「非農地通知書の交付について」。</p> <p>農地利用状況調査において、農地法第2条第1項に規定する農地に「該当しない」と判断した下記の農地に対し、非農地通知書を交付してよいか意見を求める。</p> <p>農地に該当しないと判断した農地、地区名、[]地区、筆数[]筆、面積[]㎡、[]地区、[]筆、[]㎡、[]地域合計[]筆、[]㎡です。</p> <p>農地に「該当しない」と判断した理由としまして、利用状況調査の結果、公衆用道路や森林の様相を呈するなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないため。</p> <p>詳細については、別添をごらんください。一覧表にしております。</p> <p>ちなみに、先月は個人の所有地を審議していただきました。今回は、市と県・国の名義となっているものです。分けて提出することとなりましたのは、筆数が多く、市や県などが確認するのに時間を要したためです。そのため、通知書を発送するための予算が伴う個人名義分を先に審議していただきました。</p> <p>現況といたしましては、県の所有地は公衆用道路、国の所有地はため池沿いの土地、市の所有地は様々ですが、主には市営住宅用地、市道、河川沿いなどとなっています。</p> <p>以上です。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>只今、「議案第4号」「非農地通知書の交付について」、事務局の説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「非農地通知書の交付について」、交付することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第4号」「非農地通知書の交付について」は、これを交付することに決めます。</p>

議長	次に「議案第5号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案書の9ページをごらんください。</p> <p>「議案第5号」、「農用地利用集積計画（案）の決定について」。</p> <p>農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定により、これを決定することについて意見を求める。</p> <p>ア、利用権の設定。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]、[]歳。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。設定期間、[]年新規で、借人の経営面積は、田[]a、畑[]a、計[]aであります。以下、同じ申請人、設定期間、借人の経営面積があれば省略させていただきます。</p> <p>続きまして、番号2番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。</p> <p>続きまして、番号3番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。</p> <p>続きまして、議案書10ページをごらんください。</p> <p>番号4番、申請人、貸人、[]、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。</p> <p>続きまして、番号5番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]、[]歳。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は、田[]a、畑[]a、計[]a。</p> <p>続きまして、番号6番、貸人、[]、[]、[]歳。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。借人の設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は、田[]a、畑[]a、計[]aであります。</p> <p>貸し手農家数[]戸、借り手農家数[]戸、利用権の設置面積は全部で[]㎡であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	それでは「議案第5号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第5号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第5号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」は、これを承認することに決めます。
議長	次に「議案第6号」「杵築市農地利用最適化推進委員の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、農地利用最適化推進委員の[]氏より、健康上の理由により辞職願が出され、令和2年3月6日の令和元年度第12回杵築市農業委員会総会において、農業委員会等に関する法律第23条の規定により辞任に同意されました。

	<p>杵築市農業委員会農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する規定第9条に基づき、欠員補充の推薦及び募集を行いました。</p> <p>募集期間は、令和2年3月6日から令和2年3月30日の25日間までとし、杵築市のホームページに掲載いたしました。</p> <p>その結果、杵築市■■■■、■■■■1人が、■■■■から推薦を受け、応募がありました。</p> <p>議案書11ページをお願いいたします。</p> <p>「議案第6号」「杵築市農地利用最適化推進委員の決定について」。</p> <p>地区番号■■番、地区名、■■■、区分、推薦、候補者氏名、■■■■、職業、■■■、年齢■■歳、性別、■■、推薦する者、団体名称、■■■■、代表者氏名、■■■■氏。</p> <p>■■■■氏のプロフィールを紹介いたします。</p> <p>■■■■生まれの■■歳、職業は■■■をされている方です。農業経営の概況は、水田・稲作■■■aであります。</p>
議長	<p>只今、「議案第6号」「杵築市農地利用最適化推進委員の決定について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質問はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第6号」「杵築市農地利用最適化推進委員の決定について」欠員のありました■■■地区につきましては、■■■■から推薦のありました、■■■■氏に決定することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって「議案第6号」「杵築市農地利用最適化推進委員の決定について」は■■■■氏に決めます。</p>
議長	<p>これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第1号」がありますので、事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案書12ページをごらんください。</p> <p>「報告第1号」「農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに使用貸借権の解約受理について」（合意解約）です。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡。理由といたしましては、貸人の都合であります。</p> <p>続きまして、番号2番、申請人、貸人、■■■■、故■■■■相続人■■■■、借人、■■■■区、故■■■■相続人■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■、地積■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■㎡。理由といたしましては、貸人の都合であります。</p> <p>続きまして、番号3番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■、地積■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■㎡。理由といたしましては、貸人の都合であります。</p> <p>続きまして、番号4番、申請人、貸人、■■■■、■■■■、借人は同じであります。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■、地積■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■㎡。理由といたしましては、貸人の都合であります。</p>

	以上です。
議長	以上をもちまして、令和2年度第1回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(11時02分：終了)